

第五十二回 参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和四十一年二月十四日(月曜日)
午前十時十分開会

委員の異動

一月二十日

委員 勝利君

補欠選任 北條 浩君

一月二十四日

委員 北島 教貞君

補欠選任 大谷 賛雄君

一月二十八日

委員 青木 一男君

補欠選任 徳永 正利君

二月十二日

委員 大竹平八郎君

補欠選任 田村 賢作君

二月十四日

委員 西郷吉之助君

補欠選任 櫻井 志郎君

委員 大谷 賛雄君

補欠選任 黒木 利克君

委員長の異動

一月二十八日西田信一君委員長辭任につき、その補欠として徳永正利君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長

徳永 正利君

理事

青柳 秀夫君

委員

植木 光教君

藤田 正明君

成瀬 幡治君

中尾 辰義君

栗原 祐幸君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主税局長

食糧庁長官

事務局側

常任委員会専門員

黒木 利克君

木暮武太夫君

櫻井 志郎君

田村 賢作君

西川真五郎君

柴谷 要君

田中寿美子君

北條 浩君

竹中 恒夫君

塩崎 潤君

武田 誠三君

坂入長太郎君

本日の會議に付した案件

○理事の辭任及び補欠互選の件

○昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○委員長(徳永正利君) それでは、ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る一月二十八日、青木一男君が委員を辭任され、その補欠として、私、徳永正利が選任せられました。また、二月十二日、大竹平八郎君及び西郷吉之助君が委員を辭任され、その補欠として田村賢作君及び櫻井志郎君が委員に選任せられました。

○委員長(徳永正利君) この際、一言ごあいさつ申し上げます。

私、このたびはからずも当委員会の委員長に選任されました。まことに微力ではございますが、理事並びに委員各位の御協力を得まして、本委員

会を円滑に運営してまいりたいと考えておりますので、よろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。これをもちてごあいさつにかえさせていただきます。(拍手)

なお、西田前委員長より、本日皆様に辭任のごあいさつを申し上げるべきところ、よんどころない所用のため出席できませんので、委員長より委員各位におわびがたがたよろしく在任中の御礼を申し上げていただきたく申されておりますので、この際お伝えいたしておきたいと存じます。

○委員長(徳永正利君) この際、おはかりいたします。

日高広為君から、都合により理事を辭任いたしたい旨の申し出がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に藤田正明君を指名いたします。

○藤田正明君 御指名いただきました藤田正明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○委員長(徳永正利君) それでは、昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。竹中大蔵政務次官。

○政府委員(竹中恒夫君) ただいま議題となりま

した昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和四十年産の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、個人及び農業生産法人が、その生産した同年産の米穀を事前売り渡し申し込みに基づいて政府に對し売り渡した場合、昭和三十九年産米穀と同様に、その米穀にかかる所得税及び法人税について、売り渡しの時期に應じ、玄米換算正味百五十キログラム(二斗)当たり千四百ないし千七百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

これが、この法律案を提出する理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(徳永正利君) 次に、補足説明を聴取いたします。塩崎主税局長。

○政府委員(塩崎潤君) 昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案の補足説明を申し上げます。

この法案は、御承知のように、昭和三十年以来いわゆる米穀の予約減税制度と申されておりました。毎年毎年この特例法案を御提出申し上げ、御審議をお願いいたしていただいているところのものです。

内容は、もうすでに御存じかと思いますが、今回の特例法は、昨年御提案申し上げましたところの特例法と本質的には変わっておりません。ただ、台風二十三号、二十四号の影響等から、買入れの時期等について、昭和三十九年産米穀の特例法と比べると、若干異なっている点があるだけでございます。

売り渡しの時期は、例年第一期については九月三十日まで、第二期につきましては十月一日から

十月十日まで、第三期につきましては十月十一日から十月二十日まで、第四期につきましては十月二十一日から翌年二月二十八日までとされていたものでありますが、昨四十年は十月十日が日曜日であるため、第二期及び第三期をそれぞれ一日ずつ延期いたしまして、十月十日を十月十一日にし十月十一日を十月十二日とすることとしたのでございます。

さらに、先ほど申し上げました台風二十三号及び二十四号の被害がございました茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、秋田県、山形県、三重県、滋賀県、兵庫県、岩手県、青森県、及び北海道については、第一期から第三期までの売り渡し期日を、出荷の遅延等を考慮いたしまして、次のように延期することとしていたのでございます。第一期につきましては、本来は九月三十日でございますが、これを十月三日といたしました。該当県は茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、富山県、石川県及び福井県であります。第二期は本来十月十一日でございますが、秋田県と山形県につきましては十月十三日、三重県、滋賀県及び兵庫県につきましては十月十四日といたしました。第三期は本来十月二十日でございますが、秋田県、山形県及び岩手県につきましては十月二十三日、青森県につきましては十月二十五日、北海道につきましては十月二十七日、かようにいたしておるのでございます。

なお、御承知のように、百五十キログラム（一石）当たりの予約減税額は昨年同様基本的に千億円でございます。

以上、簡単にありますが、補足説明を終わらしていただきます。

○委員長（徳永正利君） 本法案に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○柴谷要君 この法律案は年々提出をされて全会一致で可決されておる法律案でありますけれども、そのつと注文がついていくわけですね。一昨年の決定の際には、このような法律案はもはややめにして、むしろ米穀価格決定の際考慮すべきではな

いかということをお願いしたら、しかるべくという答弁であった。昨年またそのような御意見もあつたようですね。それから税制調査会の意見としても廃止すべきであるという方向が出てくるように聞いている。一体いつまでこれをどういう方式をとつていこうかと考えておられるのか、その見通しについて伺いたいと思います。

○政府委員（堀崎潤君） おっしゃる点、私も前々から十分検討し考慮いたした点でございます。確かに、おっしゃる通りに、三十年の当初の制度といたしまして、しばらくの奨励措置として、所得税減税という形で予約米事前売り渡しを奨励することは効果があるだろうと。しかしながら、このように毎年毎年継続することはこれはひとつ制度としておかしいではないかと。おっしゃる通りに、減税額を、たとえば所得税におきましては七億円、住民税は十七億円の減税額がこれにより生じております。したがって、二十四億円の金額を予約売り渡し米に加算いたしまして、むしろ全売り渡し農家に均てんするような制度はとれないであろうか、という御主張があつたのでございます。また、いま御指摘のこともそういふ点を突いておると思うのでございます。税制調査会も、予約減税制度が特殊な農家の、特に所得税を納めるような農家のうちでは所得の大きい階層の免税となることから、いま申し上げたような案が常に出ているわけでございます。このような点も私も十分検討してまいり、また各方面とこんなような方法について過去におきまして努力してまいりました。

しかしながら、二十四億円の減税額を価格の上に加算いたしても、それ、幾らにもならない。さらにまた、価格が上昇することによりまして所得税にはね返ってくるというようなこともあり、国税のみならず住民税への影響、それからまた国民健康保険料、これまでに及ぼす影響を考へますと、簡単でもないというより御意見も強く、農家全体の農業改善その他政府の施策と合わせてこの問題は研究すべきではないか、それ

までの間しばらく継続すべきではないかというような御意見が非常に強いわけでございます。そんなような関係から、私も、その中に非常な問題点があり、農家の中、あるいは作物によりまして税負担額が不公平であること自体不合理な点があるのでございまして、いま申しましたような御意見もございまして、現在のところこういった法案を毎年毎年提案するような事情になつてくる次第でございます。

○柴谷要君 四十年度の所得税並びに法人税ほどの減免されておるか、もう数字が出てくるのですか。出ておりましたら、ひとつお知らせ願いたいと思います。

○政府委員（堀崎潤君） 四十年度の予約減税の金額は、先ほど申し上げましたように、私もその見込みでは、四十年度米につきましては、所得税におきまして七億円、住民税におきまして十七億円の減税となる、こういう見込みでございます。

○柴谷要君 法人税では。

○政府委員（堀崎潤君） 御承知のように、農業生産法人がまだ米穀生産におきましてそんなに支配的な地位を占めておりません。したがって、法人税額といたしまして、わずか千二百万円が法人税の減税額となつてくる次第でございます。

○柴谷要君 まあいま話を聞いておりますというところ、自分の間、こういう法律案を提案をするというより御発言のようであります。まあしかし、私も最初主張してまいりました当時から見ると、今日この免税は、農家といひ、あるいは特殊農業生産法人といひ、富裕の人の特段の利益を守つていふ数字に非常になつてきています。たとえば米作農家の数が五百十八万強、農業生産法人数が三百七十六件くらいではないか、こう思ふのであります。その中でも特に生産農家の三割くらいの人が有利な状態になつていふ。あつたことない。他は恩恵はない。こういうことになると、富裕農家をますます富ましていくという形が出てくるような感じがするわけですね。そういうような意味において、もはやこ

の法律案は、こういう形ではなしに、他に農家をもっと優遇するならば優遇するような措置を、全般的に優遇するような措置を考へる必要が今日の段階としてはあるのじやないかというふうに思うわけですが、食糧庁長官はどうお考えになつておられるか、ひとつこの点を伺いたいと思います。

○政府委員（武田誠三君） 米価に関連をいたしまして、こ二十年米、お話のように予約減税の法案で減税措置をお願いいたしておるわけでございますが、お話のように、これがごく一部の米の供出農家の減税措置に相なつておるわけでございますが、米の値段そのものをきめずにおきまして、たとえば早場米地帯でございまして、かいつた特別のところについては、一般に比べて相当、何と申しますか、プラスの価格に相なつておる。それからまた、米の供出それ自身につきましても、零細な農家はいわばほとんど飯米農家でございまして、大きな農家がよいに供出をするわけでございますが、そういう点から、米価そのものにつきましてもいろいろと、均一的なと申しますか、機械的な公平論という点から考へますと、いろいろの問題があると思ひますけれども、同時に、現在の米の需給関係が御承知のように必ずしもゆとりのあるものではございません。そこで、どうしても中堅的な米作農家というものにできるだけよい米をつくることに精出していただきまして、国内の米の需給というものを安定させていかなければならないというようにございまして、先生のお話の点につきましてはよくわかるのでございまして、今後の米の集荷対策といふものともからみ合わせて、検討させていただきます。

○柴谷要君 私は、毎年出る臨時単行法のようなものは整理をする必要があると、ずいぶん数多くの法律が出ておりますけれども、これはその数多くのうちの特に早急に廃止すべき法律案であると、こういう持論を私は持つておりますので、十分ひとつ御検討いただきたいということを要望して、質問を終わります。

○成瀬幡治君 大臣は全然出てこないのか。
○政府委員(塩崎潤君) 大臣は、予算委員会でございます。

○成瀬幡治君 長官にお尋ねしますが、資料としていたしまして四十年程度あるいは四十一年度の需給実績あるいは計画は、一体どのくらい米を、何というのですか、翌年のために保有しておくといいか、繰り越しておかなければならぬというのですかね、いろいろなことがあると思いますけれども、どのくらいが妥当な数字だというふうに抑えておるのですか。

○政府委員(武田誠三君) 米のたぐいま政府でやっております需給操作を円滑にもつてまいりまして、端境期にどの程度の古米を持ち越したらいかがというお尋ねだろうと思ひます。大体、現在の国内におきまして一カ月の消費量は、大ざっぱに申しまして五十万トンないし六十万トンでございます。端境期に申しますのが十月の末から十一月というの、いわば戦前ないし戦後しばらくの間、状況でございます。ところが、御承知のように、非常に米の早期栽培というものが普及いたしまして、現在ではもう八月末までに相当量の米の出荷がございまして、いまの状態に申しますと、大体九月がいわば昔で申します大端境期に相当するものというふうに考えられるのでございます。

現在、私もいろいろ米の操作をいたしております、その際に問題となりますのが、いまお話しした持ち越しをどのくらい持たたいか、またいわば早く出でまいりましてお米をすぐに右から左に操作いたします数量をどの程度に抑えていたらいかがというところに相なりかと思ひますが、一方、国内におきまして米の収穫のフレと申しますかといったものが、大体平均年作千二百八十万トンくらいにいたしまして、昨年は千二百四十万トンでございます。一昨年は千二百五十八万トンというところで、そういたしますと、昨年はいわば異常冷害というふうなことでいろいろ騒がれたわけでございますが、大体上下四十万トン前後の幅が

あるというふうないまの段階では考えられるのではないかとお尋ねに思ひます。そういう意味から申しますと、端境期におきまして、本来の操作に使用しますもののほかに、ほぼ一カ月半ぐらいのものを手持ちをいたしまして、いわばいまの段階では理想ではなからうかというふうに考えておりますが、必ずしもいまその段階までいっておりません。

○成瀬幡治君 米が不足しておりますから、相当輸入もあるわけですが、これはいまだ何分ぐらいになるのですか。大ざっぱに申しまして、内地米に対して輸入米というものは、総生産に対して……

○政府委員(武田誠三君) ただいま輸入いたしております米の数量は、大体九十万トンないし百万トンでございます。したがって、総生産に対して約七割ないし八割程度のものを輸入しておるということに相なります。

○成瀬幡治君 輸入米も、準内地米と普通外米とではたいへんな違いで、たとえば業務用の場合、いわゆる特選米というふうなものはなかなか味がいい、そうでないのは非常に悪い。この値段というのですが、どのくらいトントンたり差があるのですか。

○政府委員(武田誠三君) いまのお尋ねは、普通外米と準内地米とでございますか。

○成瀬幡治君 ええ。

○政府委員(武田誠三君) これは世界的に申しますと、世界の米の市場ではいわゆる準内地米よりも普通外米のほうがポピュラーでございます。いろいろ米の値段につきましての動きがございまして、大体その価格は、品質によりまして多少の相違はございまして、ほぼ世界的には似たような価格でございます。準内地米と普通外米とで、それぞれにつきまして、たとえば日本が準内地米に対して需要の一番大きな国でございます。そこで、日本の買い付けが多くなりますと、準内地米につきましての値段が多少上がりきみになつてまいるといふようなことがございまして、一般的に準内地米と普通外米との間にどれだけの

格差が必ず——必ずと申しますか、普通の状態であるというところはちよつと申し上げかねますが、大体において現在トントンたり百五十五ドルから百六十五ドルぐらいのところ、普通外米、準内地米、いずれも入つてまいります。

○成瀬幡治君 次に、昔は、私たちが聞いておったときに、一人年一石、こう言つていたのです。が、食糧事情が変わつたといふのですか、何か少しづつ変わつてきたといふことは確かですが、いまは一人当たり大ざっぱにどのくらいなのですか、米依存は。あなたのほうは変もバレイショも入れておると、こうおっしゃるか知りませんが、米に因してはどのくらいに見えらういのですか。

○政府委員(武田誠三君) お話のように、昔は大体一人当たり一石といふふうにいわれておつたわけでございますが、現在私たちの農林省で算定をいたしております米の全体としての需給関係から申しますと、農家、消費者全部平均をいたしまして、大体百十五キロ、精米で百十五キロぐらいでございます。精米の一石が大体百三十六、七キロに相なりますので、したがって、約八斗から八斗五升ぐらいが総平均の一人当たりということに相なりかというふうに思ひます。

○成瀬幡治君 これは年々需給計画をお立てになり、あるいは需給実績等から割り出されておりますが、いつごろから——一斗五升とか二斗減つたことになるのですが、ずっとカーブが出てくると思ひますが、どの辺のところ境がずつとつきだしてきただけですか。年々スローダウンのようになっているわけですか。

○政府委員(武田誠三君) 昔の一人一石という時代からいたしまして、途中の戦争の時代あるいは終戦後の食糧が非常に混乱をいたしました時代といふものを経ておりますので、その間の動きといふのは、御承知のように割り当て配給をやつておりまして、国民の何と申しますか、需要という面から必ずしも本来の姿をあらわしてはなかつたろうと思ひます。そこで、米がほぼ潤沢に配給

をされる——一人当たり現在、御承知のように消費者につきましては一カ月十キロまで割り当てをいたしております。しかし、現実問題といたしまして、消費者が受配をいたしております数量は、内地米、準内地米を合算して大体七キロちよつとでございます。七キロ程度しか一カ月受配をいたしておりません。したがって、現在の消費者の米の消費量と申しますものは、ほぼ自由に消費をしていてお申しますか、消費者としての需要は、現在の程度が一つの自然の姿であらうというふうに考えております。で、一方で、米の生産も昭和三十年代以降飛躍的にふえまして、三十七年産米が千三百万トンという有史以来の豊作を記録したわけでございますが、この前後の米の消費量が大体一人当たり百十六・五キロから百十七キロぐらいに相なつております。それが漸次年を追ひまして、先ほど申し上げましたような、最近では百十四キロ台に落ちてきておりますので、一人当たりの需要量としては三十六、七年をピークにして、いままでの実績ではやや下がりきみにあるというふうにお考えをいたしたいと思ひます。

○委員長(徳永正利君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起して。○成瀬幡治君 問題は、あなたのほうが配給を一カ月十キロ予定されて需給計画を組まれるけれども、実際配給を受けるものは月に平均して大体七キロぐらい。三キロというの、そうするとどこに行つちまうことになるのですか。

○政府委員(武田誠三君) これは消費者が受給できる権利と申しますか、十キロあるということでございます。私のほうで、米の卸し売り業者あるいは小売り業者に割り当てをいたしておりますものは、今日までの実績その他に應じて割り当てをいたしておりますので、現物を消費人口に十キロかけたものをすべて卸し売り業者に売つていふという姿ではないわけでございます。

○成瀬幡治君 私はあとで少しマージン関係のことについていふにお尋ねしようと思つていた

が、この場でお尋ねしようと思いますが、そうしますと、この販売業者のマージンはですね、實際受け取ったこの七キロに対して、これを基準にして算定しておみえになるのか、算定基準の場合です、十キロを算定基準にしてはじき出しておみえになるのか、どういふふうですか。

○政府委員(武田誠三君) これは十キロでなく、實際に卸売り業者あるいは小売り業者が取り扱います実数量に基づいておられますから、消費者一人当たりには七キロぐらいのものがベスになるわけでございます。

○成瀬幡治君 いやいや、あのね、いつもこの米屋さんのマージンが問題になるところがあります、すね、そのときのマージンがどういふふうにするかという、いろんな数字があると思いますが、その算定基準はですね、あくまで配給実績の数量がいわゆる取り扱い数量になりますから、それを基礎にして算定しておみえになるのか、それとも配給計画の十キロを算定基準にしておみえになるのかというところをお尋ねしているわけです。

○政府委員(武田誠三君) 先生のお話のほうの前者のほうで、取り扱い数量を基礎にいたしております。

○成瀬幡治君 わかりました。

次にですね、まあよくいわれることは、食糧会計が赤字で困る、赤字で困るということがいわれるわけですが、ほくらは赤字であたりまえだと実は思っております。なぜなら、まあお米を食べる人は所得の少ない人が食べるのだから、大きくいえば社会政策の一環として出てくるわけですが、まあそういう議論は別としてですね、政府管理経費が四十年で千五百四十五円見込まれ、四十一年度は千六百六円見込まれるというふうに資料でいただいているのですが、この中に何が一番大きなウェイトを占めているのですか。

○政府委員(武田誠三君) いまの千六百六円の内訳でございますが、四十一年の予算の見込みの中では、現在想定いたしております限りでは、金利が一番大きなウェイトを持っております。

○成瀬幡治君 あの、もう少し丁寧に内訳をちょっと言ってくれませんか。この千六百六円にこなるのだというところを、ちょっとゆつくり言ってください。

○政府委員(武田誠三君) 一つ一つそれでは申し上げますが、集荷経費、これは農業団体が、集荷業者がお米を集めますときの手数料でございますが、これが石当たり二百五十円、それから運賃が二百四十円、それから保管料が同じく二百四十円、それから食糧庁の事務費が、現場で働いております、現業をやっております者の事務費、人件費が四百三十二円、金利が四百四十四円、以上で千六百六円でございます。

○成瀬幡治君 そうしますと、この集荷手数料というものは普通いふ農協に納まるものですか、支払われるわけですか、支払い先をちょっと教えていただけますか。

○政府委員(武田誠三君) 集荷経費は、これはいわゆる農業協同組合と、それから集荷業者の団体がある一つでございます。現在のお米の集荷につきましては、農協と、それから昔の産地におきまして集荷商人がござりますが、そのいずれかに生産者が登録をいたしまして、その登録した人を通じて米を政府に売るといふことに相なっております。

したがって、農業協同組合と、それから指定集荷商人、この両者に参るわけでございます。

○成瀬幡治君 それから、事務人件費ですね、現業の人とおっしゃいますが、これはどういふんですか。

○政府委員(武田誠三君) これはおもに食糧庁の、各府県に四十六食糧事務所がござります、食糧事務所の末端に検査員が御承知のように二万数千人おられます、これらの検査員が米の収納をいたしております。そういう人たちの事務人件費に相なるわけでございます。

○成瀬幡治君 これは輸入米についてはどこから見たらいいのですか。これは突っ込みですか。

○政府委員(武田誠三君) ただいま申し上げました数字は、これは国内産米についての数字でございます。

います。輸入食糧につきましては、お米が港に入り、港の倉庫で受け渡しをいたしますが、港の倉庫に入りましてから政府が売渡ししますまでの経費というところに相なりまして、その数字はこれとまた別の積算に相なっております。その場合には、港関係の業務をやっております食糧庁の職員がおりますので、その人件費、それから倉庫の保管料、運賃、そういうものが入っておりますわけでございます。

○委員長(徳永正利君) ただいま委員の異動がございましたので、御報告いたします。

大谷賢雄君が委員を辞任され、その補欠として黒木利克君が委員に選任されました。以上でございます。

○成瀬幡治君 金利負担というのが相当なウェイトを占めておられるわけですが、これは何とかなりませんですか。

○政府委員(武田誠三君) この金利につきましては、先生御承知のように、食糧証券をいま発行しておられるわけでございます。で、国庫に余裕金がございますときには、できるだけ国庫余裕金を使わさせていただきます、金利のつかない資金を運用させていただきますというので、今日まで努力を続けてきておるのでござりますが、昨年来、御承知の税収が必ずしも好調に入らなかったというようなこと等がございまして、今日の国庫余裕金が非常にゆとりがないというふうな姿になってまいっております、四十一年度におきましても金利負担が約四百二十六円ぐらいかかっておるような状況でございます。

○成瀬幡治君 大体、そうすると、日歩どのくらいですか。

○政府委員(武田誠三君) 日歩一銭五厘五毛でございます。

○成瀬幡治君 主としてどこで……。そうすると、余裕金がない場合には市中にあるいは農協等と、金融をお使いになるのか、どういふことで

か。

○政府委員(武田誠三君) 食糧証券を発行いたしまして、いわば日銀で一括引き受けていただいております、それが市中に消化されていく、こういうふうな相なっております。

○成瀬幡治君 四十一年度も見込み、それから四十一年度も見込みなんです、四十一年度の大体千五百四十五円というの、いまの段階では動きそうもないわけですね。

○政府委員(武田誠三君) これはほこりいった形に相なるとは思いますが、たとえば国鉄運賃の値上げがいつから実施になるとかいうようなことで、多少ではございませうけれども動く面もございしますと思ひますが、ほく千五百四十五円という線であらうと思ひます。

○成瀬幡治君 それから、販売業者のマージンですね。これが千二百八十一円から千三百九十円になつておられますが、これは手数料を少し上げられたわけですか。

○政府委員(武田誠三君) 販売業者のマージンにつきましては、本年の四月一日から改定をいたしたいというふうに考えておられるわけでございます。したがって、現在千二百八十一円のもの、本年の四月一日から千三百九十円に引き上げることになったと思ひつております。

○成瀬幡治君 そうすると、これは完全に手数料のものと数量がふえたというわけであつて、数量はだんだん減つていくという私は大体予想なんです。ですから、手数料はどれだけ上がったわけですか。大体一%ほど上がったわけですか。

○政府委員(武田誠三君) これはお米屋さんの取り扱い数量はいわば政府が払い下げております米の数量に即するわけでございますが、消費者の需要につきましては、先生のお話のように、一人当たりの需要というものは横ばいしないし微減の傾向をたどつております。ところが、一方で消費人口が年々ふえてまいつておられます、米屋の全体としての総取り扱い数量は横ばいしないしやふえるというふうな姿でございします。これは御承

知のように、農村から相当数の人が都市へ流出を
してあります。それから、一般の人口の増加も自
然増が年々一%余でございます。そういうような関
係で、一人当たりの配給所要量は七キログラム程
度でございます。ほんのわずかなずつ減るような
動きを示しておりますが、全体としての数量はほ
ぼ横ばいというふうな姿でございます。今回の四
月一日からのお米屋さんのマージンの引き上げに
つきましては、ほぼ九%の引き上げに相なってお
ります。

○成瀬幡治君 これは長官の守備範囲を少し越え
たものかもしれませんが、いま日本全体の農家で
すね、よくいわれている兼業農家まで含めてやっ
て、そうして専業農家がだんだん減っていく。し
かし、そういう場合ですね、一体どのくらい農
家がある、そして供出を實際やっているか。そ
れから、この法律の恩恵に浴する農家戸数とい
うのはどのくらいでございますか。

○政府委員(武田誠三君) いま全農家戸数のうち
米をつくっております農家が大体五百二十万戸足
らずでございます。で、そのうちお米を政府に
売り渡したてております農家が、概数で申し
上げますが、三百二十五万戸くらいございま
す。そのうちの課税農家が二十一、二万戸……

○成瀬幡治君 え……

○政府委員(武田誠三君) 米をつくっておりますし
て課税を受けております農家が二十万戸くらい
でございます。

○成瀬幡治君 二十万戸ですか。

○政府委員(武田誠三君) はい。そのうちの約十
七万戸くらいが予約減税の対象農家になるであろ
うというふうなわけで、米をつくっております課税
対象になつております農家が二十万戸、そのうち
の予約減税の対象になります農家が約十七万戸ぐ
らいということでございます。したがって、
お米をつくっております全体の農家の数からいた
しますと三%ちょっとがこれの対象農家になつて
まいるということでございます。

○成瀬幡治君 そうすると、逆にいえば、この予
約減税というか、昔の早場米を出しておるような

ところのものが、何といたすのですか、所得税を納
めるところでございましょうか、二十万戸のうち大ざ
っぱにいつて十七万戸占めておるといふことはほと
んど占められておる、こういうふうな解釈して
いいのですか。

○政府委員(堀崎潤君) 成瀬委員の御質問に對し
ましてお答えになるかどうかわかりませんが、農
業所得者は連年の減税によりまして、納税人員が
一〇〇年に比して非常に減つております。全納税人
員が、四十年におきまして農業で所得税を納め
ていた方が二十万八千人ばかりに見えており
ますから、そのうちの米作課税農家で予約減税の
適用を受けますのが十七万二千戸。米作課税農家
が二十万八千戸といたしますと、所得税の納税者の九
割まではこの適用を受けているということが言え
るかと思ひます。

○成瀬幡治君 大体私もそうかと実は想像して
おつたのですが、この前一度税制調査会があるい
は本委員会、穀谷委員の意見とは若干違ひなつて
きたわけですが、それじゃ兼業農家、そういう人
たちが多くわけでしょう。そういう人たちは一
体、納税者は大体どのくらいあります、勤労者
で兼業農家は、五百二十万戸のうちですね。

○政府委員(堀崎潤君) 私どもは兼業、専業に分
けて納税人員の種別をとっておりますので、詳
細にわかりませんが、いすれまた調べることがで
きましたならば調べることになります。いすれ
にいたしまして、昭和三十年に農業所得税の納
税人員は八十七万五千戸とございましたが、現在
納税人員の見込みは二十二万八千戸、これが全農
業者のうちの所得税を納める人の数でございま
す。

○成瀬幡治君 そうすると、二十二万八千戸とい
うのは、私がちよつと勘違いしておつたわけですが、
兼業農家も含めて所得税を納めているのがこ
れだけある。二十二万八千戸というのは兼業農家
も含めておるわけですね。

○政府委員(堀崎潤君) 私どもの分類では、主た

る所得が農業からなるもの、これを農業所得者と
言つております。そこが農林省の分類とどうなり
ますか。主たる所得が、まず大ざっぱに申しまし
て半分以上が農業から所得を得ている者を私ども
は農業所得者と言つております。もちろん、農業
所得の中には、例の日雇ひに参りましてその他の
所得がありますれば、それを上積みしてしまし
て総所得の中に含めておることももちろんござ
います。それをいまして二十二万八千戸と見
ております。したがって、兼業農家で農業所
得のほうが多い場合には、これは別なほうの所得
者のほうに分類されておるから、そのあたり
農業の独自の分類と合わない面があるかと思ひ
ます。

○成瀬幡治君 そうすると、予約のほうの十七万
戸というのは、これは完全なる農業、このための
所得なんですか。これは純然たる農家ということ
が言えるわけですね。そうすると、二十二万八千
は主たる所得が農業所得だということとはわかりま
す。しかし、そこにプラス・アルファがあるため
に所得税を納めることになりましますから、それを
ずっとマイナスすると、大体予約減税の恩恵を受
けておるようなところが結局農業関係の、何とい
うのですか、人だといふことがはつきりするわけ
ですね。農業所得を納めるという……

○政府委員(堀崎潤君) これは先ほど穀谷委員の
御質問にもお答え申し上げましたが、減収額を、
所得税及び住民税を価格のうちに吸収する案はど
うか、そのときの税金に及ぼす影響を見てみます
と、私どもが気がついたのでございまして、こ
の影響はなかなかむずかしい問題でございまして、
主として単作地帯に減税の効果は相当大きく行
つておる傾向が見受けられたのでございま
す。もちろん西のほうにもございまして、まあ主
として東のほうあるいはまた北のほうの単作地帯
における米作農家にこの効果は相当有利に働いて
いる、こんなような傾向が見受けられるわけでご
ざいます。

○中尾辰義君 ちよつといまの質問に関連して。

○成瀬幡治君

この前の本会議でも総理は、将来農家所得をふや
していく、ちよつとたうなことを私聞いたよう
に思ふのだが、いわゆる農家所得と農業所得とい
うのは大体全部平均してどのくらいになつておる
のか、わかつておられますか。

○政府委員(武田誠三君) ちよつといま数字を
持つておられませんが、割合で申し上げますと、い
わゆる農業所得が農家所得の半分をちよつと割つ
たくらいになつております。

○中尾辰義君 そういふ答弁じゃわからぬよ。半
分だといふ答弁ではわからない。所得額です。よ
○政府委員(武田誠三君) いま手持ちをしており
ます資料がちよつと古くて申しわけないのでござ
います。三十八年度におきます農業所得が二十
八万八千八百円、それから農外所得が二十九万六
千四百円、兩者合計いたしました五十八万四千九
百円、これが農家所得の合計ということに相なつて
おります。

○中尾辰義君 農家所得は五十八万四千でですね。
農業所得、いわゆる農業だけの所得が二十八万八
千。それじゃ、もう一つお伺いしますが、先ほ
ど質問がありましたいまの米の輸入が九十万ト
ンから百万トン、これは金額にしてどのくらいにな
りますか。

○政府委員(武田誠三君) いまこまかい数字調べ
ますが、約六百億円足らずに相なつております。
○中尾辰義君 そうすると、わが国の食糧輸入は
どのくらい……

○政府委員(武田誠三君) 食糧輸入の全体、いま
ちよつと記憶しておりますが、農産物関係の
輸入総額が約十八億ドルでございまして、約六
千五、六百億円くらいになつておると思ひます。
○中尾辰義君 そうすると、食糧となりまして、
もつとふえますね。
○政府委員(武田誠三君) 食糧になりますと、そ
の中から畜産物のえさでございまして、それより
はだいぶ少ない数字に相なります。

の数字はつきりしませんか、いま。

○委員長(徳永正利君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記始めて。

○政府委員(武田誠三君) お答えになるかどうか、ちょっといま全体の数字がございせんので、恐縮でございしますが、食糧庁で取り扱っております輸入食糧、したがって米と麦になるわけでございますが、これが全部で千四百億くらいになります。そのほかにえさの輸入が、政府輸入だけのえさが四百九十億くらいに相なっております。

○中尾辰義君 そうすると、米と麦と飼料を合計して大体千八百九十億。それから、先ほどあなたがおっしゃった六千五百億という数字もあるし……

○政府委員(武田誠三君) 先ほど申し上げました約十八億ドルの輸入と申しますのは、米麦のほかには、砂糖でございすとか、あるいは一般の民貨で買付けてございすえさ、あるいは油脂原料であります大豆その他の原料、それからそのほかございす熱帯産品、あるいはバナナその他の輸入、こういったものを全部農産物の輸入といたしまして、畜産製品もございすが、総計いたしまして約十八億ドルというものが輸入をいたしております数字でございす。

○中尾辰義君 そうすると、農産物の輸入総額はどのくらいですか、いまあなたがおっしゃったその総額にしてどのくらいになりますか。

○政府委員(武田誠三君) 金額にいたしまして十八億ドルでございす。

○中尾辰義君 そうすると、わが国輸入貿易額の何%くらいになりますか。

○政府委員(武田誠三君) 輸入総額約七十億ドルでございすから、二割ちょっとになるわけでございます。

○成瀬幡治君 主税局長のほうに……。十七万戸という話だったんだが、これは所得税を納めておられない人も中にはあると思うんですね、所得課税

のほうは。

○政府委員(塩崎潤君) ただいま成瀬委員の御指摘の十七万二千は、所得税を納めていただけの方が適用を受けた数字でございまして、米作農家全体五百十八万、食糧庁長官は約五百二十万と申されまして、予約米の制度はそのうちの三百二十七万七千世帯でございす。そのうちに、いま申し上げましたように予約減税が十七万二千の農家が適用を受けておる、こういう状況でございす。

○成瀬幡治君 いや、私はこういうふうにお尋ねしなくちゃいけないかもしれせん。予約減税を受けるのは約十七万戸あると。しかし、予約減税を受けた戸数が必ずしもこの二十二万八千の中に全部入つておるわけじゃなくて、予約減税の恩典は受けるけれども、所得税は納めていない、そういう戸数はどのくらいでしよう。

○政府委員(塩崎潤君) 成瀬委員の御質問にお答えすることになるかどうかわかりませんが、予約減税の適用の結果、所得税の納税者にならなくなった者はございす。この数は三万でございす。

○成瀬幡治君 そうすると、予約減税があるために納税をしなくてもよくなった戸数というものは約三万。わかりました。

次に、大体こういう戸数の、十七万戸というのは毎年控除の引き上げの形で減税を行なっております。したがって、控除の引き上げによりまして最も大きく失格するものは、御存じのように農家でございす。そのような関係上、予約減税とは別に所得税の減税のために農家のうちで納税世帯の数は減ってきている。そういうたところから予約減税が適用されますものでございすから、結果的には予約減税の適用を受けますところの数は、所得税の減税につれて減ってきている、こういうことが言えるかと思ひます。

○成瀬幡治君 大蔵証券の金利ですが、話は戻り

ましてえらい恐縮なんです、日歩一銭五厘六毛ですとかいう数字は、これはどこかできまつた数字なんです。大蔵省が発行する証券関係で、何食糧証券だけがこうというわけではないと思ひます。

○政府委員(武田誠三君) 日歩一銭五厘五毛でございまして、国が発行しております短期証券はみなこの金利でございす。

○成瀬幡治君 勉強不足で申しわけございませんが、何か法律できまつておりましたか。そうじゃなくて、慣行だけでやつておいでになりますか、この短期の大体のものは。

○政府委員(武田誠三君) 法律ではきまつておりません。

○成瀬幡治君 そうすると、政令かなんかできまつておりますか、それとも慣行なのでしょうか。

○政府委員(武田誠三君) そのときの市中金利あるいは金利政策等によりまして、きめている金利でございす。

○委員長(徳永正利君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

○成瀬幡治君 先ほど、納税者から見しても非常に減税等があると言へばそれまでかもしれないけれども、農家所得というものが非常に低水準にあるわけなんです。で、低水準にあるような場合には、何とかこの所得をふやしていくというほかの別途な農業政策というものが立てられるのは当然なことだと思ひますけれども、それから税のほうでも優遇をしていくというの私は当然のことだと思ひます。したがって、こういうような法律が臨時特例という形で出されておるわけですけれども、こういうことについては、先ほども農委委員のほうからも、好ましいかっこうではないだろうと。それに対して主税局長のほうも、好ましいかっこうではないということを認めておられるわけですが、どうしよとされるのか。

○政府委員(塩崎潤君) ただいま農委委員にお答え申し上げましたように、私も税の見地から見れば、まさしくこういう特別措置は好ましくない。制度のできた最初におきましては、せいぜい奨励的な意味もございまして、こういうふうな形になりますと、まさしく一部の農家に対する特別な負担の軽減を予約減税にかこつけてしたという感じがするのでございす。しかしながら、先ほど申し上げましたように、まあ種々の提案も申し上げましたけれども、いま成瀬委員のおっしゃったような農家の農業の実態、今後の見通し等から見まして、なかなかこの問題、特例を打ち切るには問題があるという御意見が強いわけでございます。私もいたしまして、将来所得税がだんだんとこんなふうな形に減税になつてまいりますれば、こういうことじゃなくて、別な方法でひとつ事前の売り渡しの促進その他を講ずること、さらにまた私はこういう米穀生産だけが農業所得の中心のものでもない、例の選択的拡大、私も農業政策しろとでございすが、というふうな声も強いときでございす。こんなふうな方向に税制も合わすようなことはどうであらうか。現在開墾地免稅等はございすけれども、何といつても現在は予約減税制度にたよつてゐるのが実情でございすので、簡単にまいりませんが、そんなような将来の方向を考へてみますと、所得税においては農家の地位をどういふふうにもつていくか、私もいたしましては、農業政策との関連において、漸進的と申しますか、慎重な態度でこの制度を考へていきたい、こんなふうに現在のところ考へております。

いつも税制調査会では廃止の声も出るのでございすが、農業のいま申し上げました将来の方向から考へまして、なかなか問題もあるであらうというところで、昨年度の税制調査会の答申には明記されていない状況で、これは私はいいいいという意味じゃなくて、やはり今後農業政策全般との関連において、さらにまた所得税負担の動向から見て、ひとつ考へてみなければならぬ。いつも、お医者

さんの社会保険診療報酬課税の特例とこの米穀所得課税の特例は、税の見地から見ると、最も適当でないものの代表にあげられております。私も、もう少し合理化され、さらにまた農家のためになるような、あるいは社会保険診療のためになるような税制を考えるべきだろうと思うのでございますが、何ぶんいろいろの意味におきまして御意見の多い分野でございます。慎重に考えてまいらなければならぬ、かように考えております。

○成瀬晴治君 一つ、これは長官のほうにお尋ねしておきますが、農業政策の問題にからんでえらい恐縮なことでございますが、農業生産法人のほうの減税総額千二百万ですか非常に少ないようです。こういうことは、相当これからはふえてきてほしいように思うわけです。これは農業政策の問題になりますから、長官とは違ふと思ひますけれども、せいぜい指導をしてふやされるような方向に御努力が願ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(武田誠三君) 農業の生産法人の問題でございますけれども、これは御承知のようにいろいろ問題がございます。しかし、現在の農地の規模を拡大していく、あるいは協業化を進めていく、そういうような方向から申しますと、生産法人というものが健全に育っていくということが一つ大事な面でもあろうかというふうに考えまして、協業化の促進というような意味合いの事柄にいろいろと努力をいたしております。その中から、おいおい生産法人等も着実に根を張っていく、方向を見出していくと、こういうふうに考えております。

○委員(徳永正利君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

ある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

○委員(徳永正利君) 別に御意見もないようでございますので、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

○委員(徳永正利君) 御異議ないものと認めます。

までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十一年二月二十八日までに政府に売り渡した場合に、当該個人の昭和四十年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額に算入しない。

一 昭和四十年九月三十日まで売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百八十円

二 昭和四十年十月一日から同月十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

三 昭和四十年十月十二日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百二十円

四 昭和四十年十月二十一日から昭和四十一年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百四十円

前項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の中欄に掲げる地域で生産された米穀については、当該地域の区分に応じ同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

所得税についてはとあるのは、当該農業生産法人のその売渡しの日の属する事業年度分の法人税については、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七條第二項の総収入金額に算入しない」とあるのは、「当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する前条第一項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十八号の規定の適用については同号イ（1）に規定する所得の金額に、同法第六十七條第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、第二条第一項に規定する売渡しの日の属する事業年度（以下「売渡事業年度」という。）分の法人税につき法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下「確定申告書」という。）を提出し又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五條の規定による決定（以下「決定」という。）を受けた第二条第一項の農業生産法人は、同項において準用する第一条第一項の規定の適用により、次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、この法律の施行の日から二月以内に限り、政令で定めるところにより、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三條第一項の規定による更正の請求をすることができ、

一 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四條第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの金額につき国税通則法第十九條第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四條若しくは第二十六條の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四條第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの金額につき国税通則法第十九條第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四條若しくは第二十六條の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過小となる場合

二月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、企業組合に対する課税の適正化に関する請願（第一号）（第二号）（第二八号）（第二九号）（第七一号）（第二二二号）（第一三八号）（第一六一号）（第一九二号）（第五二〇号）

一、バナナの関税率引下げに関する請願（第三号）（第二八号）

一、個人企業の完全給与制実施に関する請願（第八一号）

一、たばこ販売手数料引き上げに関する請願（第二四七号）

一、バナナの輸入関税すべし置に関する請願（第二六九号）（第二八五号）（第二八八号）（第三一三号）

一、地方公務員の互助団体掛金を所得税法上「社会保険料」として取扱うことに関する請願（第二七四号）（第三二七号）

一、畦畔の所有権に関する請願（第三二二号）

一、東京拘置所跡地公共利用に関する請願（第三三四号）（第三三五号）（第三三六号）（第三二七号）（第三三八号）

一、引揚者在外私有財産補償処理促進に関する請願（第三八四号）

第一号 昭和四十年十二月二十日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 京都市東山区東大路通七条下ル東瓦町六八一京都組紐工芸企業組合

理事長 津田育治
紹介議員 大橋 和幸君

企業組合は、小規模企業の適正規模化のための組織であるから、これに対する課税を適正化するため、左記事項を実現されたい。

一、企業組合に対する法人税の課税については、他の協同組合と同様特別法人税率を適用すること。

二、企業組合の所得のうち、組合員に従事分当配当をした額については、これを損金扱いとする。

三、企業組合に対しても留保金の一部についての非課税措置を適用すること。

四、企業組合の専務理事、常務理事その他これに準ずるものの使用人兼務賃与を損金とする。

理由

一、企業組合は、営利を目的とする会社とはその性格が本質的に異なっている。もし、企業組合が会社と同様な営利機関であるとすれば、なぜ法律は企業組合に対し協同組合としての基準や原則を遵守させ、出資や従業員比率にまで窮屈な制限を設けているのか説明し得ないこととなる。企業組合の本質は、事業協同組合となることとなるのではない。

二、企業組合の従事分当配当は、本来期中において組合員の所得とすべきものを経理等の都合により組合に留保し、これを組合員に還元する措置であつて、まさに協同組合独自の配分方法である。会社がその利益金を株主に配当するのは本質的に異なる。

三、三十九年度の税制改正において、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合等のうち、一定の要件に該当するものに對しては、留保金が出資の四分の一に達するまで留保した所得の二分の一について法人税を課さない特別措置が行なわれることとなつたが、企業組合については、自己資本の蓄積がとくに必要であるにもかかわらず、この措置が除外されていることは公平を失うので、同一の取扱ひをするようにすべきである。

四、使用人の職務をかねている組合の平理事に対する賞与は損金として課税されないが、組合の専務、常務等は使用人の職務をかねている例が多いにもかかわらず、その分に対する賞与は損金と認められず、課税されている。これは大規模な会社において、形式的に使用人兼務を行ない課税を免れるのを防止するため、組合を含め一律に取り扱うこととなつた結果であり、組合の実情に即さない。

五、企業組合に対する課税を適正化し、これが育成強化を図り、小規模企業の適正規模化に活用することは、焦びの急務である。

第二号 昭和四十年十二月二十日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 岡山県津山市椿高下三八津山精版印刷企業組合代表理事 太田隆道

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八号 昭和四十年十二月二十日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 千葉県佐倉市新町七一佐倉食糧企業組合理事長 福田茂

紹介議員 梶原 茂嘉君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二九号 昭和四十年十二月二十日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京右馬寮町五大同企業組合代表理事 佐々木宗太

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七一号 昭和四十年十二月二十一日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願（六

通)

請願者 埼玉県与野市上落合五ノ七七八号
野豆腐企業組合代表理事 増岡正
三外五名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二一号 昭和四十年十二月二十三日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町
字木ノ割一〇〇尾西総合企業組合
理事長 佐藤源次郎

紹介議員 成瀬 暢治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一三八号 昭和四十年十二月二十四日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 長崎市御船町一ノ一長崎計器企
業組合代表理事 光永常勝

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六一号 昭和四十年十二月二十四日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市汐入町四ノ九横
須賀総合企業組合理事長 岡村秀
昇

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九一号 昭和四十年十二月二十七日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市旭町一ノ三、五〇
八企業組合光機材内 瓦井克清

紹介議員 船田 謙君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二〇号 昭和四十一年一月二十六日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 鹿児島県鹿嶋郡末吉町二ノ方中町
末吉町建築企業組合理事長 中村
貞男

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三号 昭和四十一年十二月二十日受理
バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 東京都新宿区若葉町二ノ八柴田商
店內 米沢潤

紹介議員 西川基五郎君

政府はバナナの暫定関税率七十パーセントの適用
期限を三度延長し、昭和四十一年三月三十一日ま
で実施することになっているが、この税率は他に類
のない高率であり関係各大臣がしばしば言明して
いる自由化と関税一括引下げの基本方針に反する
から、すみやかにこれを二十パーセント以下に引
き下げられたい。

理由

一、さらにこれは、現下の国際貿易の大勢に逆行
し、かつバナナについては、関税による輸入量
の規制はもはや不可能であり、また、国内産業
の保護の効果なきことは朝野の認めるところ
で、消費者が苦しみという悪弊を残すばかりと
なっている。

二、関税率審議会においても、輸入量規制のため
の輸入体制の整備確立後は、関税率を引き下げ
るべきであるとのべている。

三、輸入体制の整備は、政府の行政指導によつて
着々とその目的にむかっている中で、種々悪弊
を伴う高率関税を持続する理由は、まったく消
失している。

四、このような消極政策では国内果樹農業の保護
にならない。積極的に世界の果樹界と競争させ
ることにより、内部的実力を養うことが必要で
ある。

五、本関税率をさらに下すおけば、「中小企業の
育成」と「物価の安定」政策に逆行する。

六、弱小資本のバナナ業者は、相次いで倒産する
等混乱におちいる。

七、バナナ生産国の東南アジア、中南米諸国等の
低関税諸国の対日感情を悪化させ、わが国の輸
出振興に多大の障害となる。

八、消費者大衆の利便をまつたく無視し、百害
あつて一利なきものである。

第一二八号 昭和四十一年十二月二十三日受理
バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 東京都新宿区若葉町二ノ八日華バ
ナ貿易連合会内 柴田勇

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第八一〇号 昭和四十一年十二月二十一日受理
個人企業の完全給与制実施に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町一ノ一〇三
信ビル内全国中小企業団体連絡合
内 佐藤又造外百八名

紹介議員 森田 タマ君

中小企業政策特に零細企業対策の万全を期するた
め、個人企業に完全給与制を認められたい。

理由

一、現行専従者控除は個人企業専従者の生活権を
無視するものである。個人企業の家族専従者に
給与を支払つて経費として認められるものは、
わずかに青色申告で二十才以上の専従者が年額
十八万円(二十才未満は十五万円、白色申告十
二万円)の控除であるが、これは専従者の生活
権を無視した制度である。法人企業の場合はそ
の事業所得を事業主である企業の代表者や家族
の給与として所得計算上全部損金として控除さ
れている。

二、現行専従者控除制度のもとでは、各種の社会
保障制度利用の道がとざされている。

個人企業の専従者なるが故に現行制度上から雇
用関係にない者という理由によつて国の社会保
障制度の恩恵にあずかれないことは、非人道的

と非難されるべきである。

住宅公団、住宅公庫、失業保険、労災保険、中
小企業退職金共済事業団、政府管掌の健保など
の制度がありながら、個人企業にとつては無縁
である。更に個人企業の専従者は交通事故の場
合、第三者に対し補償請求の基礎となる源泉証
明が与えられないために常に不利な条件のもと
に不幸をみている。

三、わが国の中小企業政策は平等な条件のもとに
自由にして、かつ、公正な経済活動を行う原則
を無視したものであり、特に個人企業者のはだ
身に感ずる政策は一つとして実在しないのが実
情である。

政府の金融、税制、助成政策のいずれもが中小
企業に対してはハンデがついている。特に、中
小企業基本法の制定以来進められてきた中小企
業に対するものとしては、中小企業の高度化、
近代化の政策であるが、そのいずれもがこれら
大部分の個人企業にとつては無縁のものである。
従つて個人企業に対する政策は何一つとし
て行なわれていないのが現状である。

四、専従者控除の引上げは問題の解決にならな
い。

現在、完全給与制度実施の主張に代えて、現行
の専従者控除額を引き上げればよいという意見
もあるが、これは問題の本質をすりかえるだけ
で、個人企業に働く専従者の労働対価が正しく
評価されたことにはならない。また、各種の社
会保障制度から専従者を隔絶している非人道的
な点は何ら解決されない。

第二四七号 昭和四十一年一月六日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 熊本市練兵町六一ノ一九九州中部た
ばこ販売協同組合連合会会長 大
久保武雄

紹介議員 後藤 義隆君

昭和四十一年度の予算編成に際し、たばこ販売手
数料を左記のごとく引上げるよう配慮されたい。

一、月間売上げ中二十万円までの分については一割とすること。

理由

一、全国のたばこ販売店十八万の同業者は、たばこ販売手数料を戦前同様、全面的に一割に引上げ改定方を念願し、昭和二十七年以来当局に懇願してきた。幸いに、昭和三十九年度においては、月間売上げ十二万円まで一割の線が実現したが、昭和四十年度は、当局との了解事項もあつて歩率引上げ要求はしなかつた。しかし、経済全般の情勢の変遷にもかんがみ、初志のとおり全面的な一割復活の念願は切実になつてゐる。

二、売上高のうち月額十二万円という一線が画せられたのは、昭和三十六年度のことであり、當時においては、全国販売店の一店あたりの平均は十六万円程度であつたから、全小売店の六十六・三パーセントが、この限度内にあつた。その後、平均売上げ高は年々増加し、売上げ金額十二万円まで一割の線が実現した昭和三十九年度においては、五十七パーセント程度となつたが、さらに昭和四十一年度においては平均売上げ高は、二十六万円に達する見込みであるから、五十パーセントを割ることとなる。

三、私どもは、いま全面的に、一割復活をお願いしても、とうてい無理であることを自覚し、せめて全販売業者のうち六十パーセント程度のものであれば、全売上げ高に、一割の歩率が確保されるよう調整していただきたい。

第二六九号 昭和四十一年一月八日受理
バナナの輸入関税すべしに關する請願
請願者 長野市妻科長野県議會議長 羽田 義知

紹介議員 羽生 三七君
バナナの現行輸入関税七十パーセントを昭和四十年以降もすべしに關するよう強く要望する。
理由 本県の重要産業である果樹は、貿易の自由化に伴

うバナナの輸入量増大により、消費の拡大が阻害され、農家経済に深刻な影響をあたへてゐるの
で、バナナの輸入関税を引き下げることが、本県の果樹生産農家にさらに大きな打撃をあたへることとなる。

第二八五号 昭和四十一年一月十日受理
バナナの輸入関税すべしに關する請願
請願者 長野市南県町六八七ノ二長野県果樹研究同志会内 高見沢正義

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二八八号 昭和四十一年一月十一日受理
バナナの輸入関税すべしに關する請願
請願者 長野市南県町六八七ノ二長野県農業協同組合中央会会長 米倉龍也

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第三二三号 昭和四十一年一月十三日受理
バナナの輸入関税すべしに關する請願
請願者 長野市妻科長野県議會議内 市村郁夫外一名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二七四号 昭和四十一年一月八日受理
地方公務員の互助団体掛金を所得税法上「社会保険料」として取扱ふことに關する請願
請願者 長野市妻科長野県議會議長 羽田 義知

紹介議員 林 虎雄君
地方公務員の互助団体掛金を、従来同様、所得税法上の「社会保険料」として控除の対象として取り扱ふことを強く要望する。

理由

互助会の掛金は、従来所得税法「第八条第八項第八号」によつて、社会保険料として控除されてゐたが、昭和四十年三月三十一日、同法の改正により昭和四十一年一月一日から所得税の対象となり、「社会保険料」とは認められなくなつた。このことは、地方公務員の福利厚生面、相互扶助の面からの後退といわざるを得ない。

第三二七号 昭和四十一年一月十三日受理
地方公務員の互助団体掛金を所得税法上「社会保険料」として取扱ふことに關する請願
請願者 長野市妻科長野県議會議内 市村郁夫外一名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第三二二号 昭和四十一年一月十三日受理
土地登記簿に關する請願
請願者 東京都北多摩郡狛江町和泉一、〇

紹介議員 安井 謙君
土地登記簿に処理されてゐない公団上のけいはんを、その本番地主の私有地として取り扱われた。

理由 東京都狛江町においては、土地登記簿にけいはんとしての記載が全くなされてゐない。ところが所轄の登記所に備付けの公団にはけいはんと表示されてゐるところが多い。この公団訂正については、従来町役場に保管してある「けいはん反別取調帳」に記載されてゐる内容によつて、本番地の地主の申請によりその者の所有として処理されてきた。昭和三十五年頃からの公団訂正にあつては、その部分は国有であるとの取扱いに変更されたが、これについては地主等に対して明確な説明がなされなかつた。

請願者等は明治の時代に狛江町に生れ、先祖からも古老からもこれが国有地であるというのを聞かされたことはなく、本番地主の所有の所有地で

あるとして、長い間登記所でも私有地として認め、そのまま承継してきた。従つて土地の利用も本番地と同様に取扱つてゐるため、現地において明確に区分することは困難な実情である。

第三二四号 昭和四十一年一月十四日受理
東京拘置所跡地公共利用に關する請願
請願者 東京都豊島区池袋東一ノ二八大柴商店内 大柴林助外八百四十九名

紹介議員 柏原 ヤス君
東京都豊島区所在の東京拘置所の移転にあつては、左記事項を実現されたい。

一、当所跡地を公園敷地として敷地面積の二十五パーセント以上を確保すること。
二、右跡地に文化的公共施設を設けること。

理由 一、豊島区民が十数年の長きにわたつて移転運動を続けてきた東京拘置所が、今回ようやく移転の運びとなつたことであるが、当所の移転にあつては、地元住民が区画整理の際、土地の二十五パーセントを減少条件として公共施設である道路や公園に提供し、地域開発に協力したと同様に、国においても二万二千五百坪の二十五パーセントの土地を公園用地として、この際提供すべきである。

二、しかるに今回、都市計画地方審議会に提出された都市開発計画によれば、公園用地としてその三パーセントにも満たない七百五十坪だけが計画されてゐるにすぎず、これはまったく地元住民の意志に反する計画である。

三、過密都市である東京都再開発のため国においても地元住民が区画整理に際し提供したのと同様に土地を公園用地として提供することは当然である。

第三二五号 昭和四十一年一月十四日受理
東京拘置所跡地公共利用に關する請願
請願者 東京都豊島区池袋東一ノ七二 萩原幸見外九百十二名

紹介議員 北條 浩君
この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

第三二六号 昭和四十一年一月十四日受理
東京拘置所跡地公共利用に関する請願
請願者 東京都豊島区池袋東一ノ三〇 森
田勝政外八百四十八名

紹介議員 和泉 覚君
この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

第三二七号 昭和四十一年一月十四日受理
東京拘置所跡地公共利用に関する請願
請願者 東京都豊島区池袋東三ノ六 納学
外千九名

紹介議員 辻 武寿君
この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

第三二八号 昭和四十一年一月十四日受理
東京拘置所跡地公共利用に関する請願
請願者 東京都豊島区池袋東一ノ六〇
伊藤惣助外千九百九十三名

紹介議員 山田 敏一君
この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

第三二八四号 昭和四十一年一月二十日受理
引揚者在外私有財産補償処理促進に関する請願
(三通)
請願者 宮崎県東諸県郡高岡町大字内山
二、八七九 吉富修三外五百五十七
名

紹介議員 平島 敏夫君
引揚者の在外私有財産を補償するため、憲法第二
十九条に基づき、昭和四十一年度に国家補償の法的
措置を講じ、これが処理促進を図られたい。

理由
一、昭和四十一年一月三十日東京高等裁判所は、
「在外資産が賠償に充当された事実は憲法第二十
九条第三項の規定に照し国に補償の義務があ

る、だが現在には補償に関する法的措置がないの
で請求することができない」と判決し、補償法
の制定を示唆している。

二、賠償は全国民がひとしく負担すべきで、ひと
り引揚者だけにその犠牲を強制したことは、国
民衡平の原則にもとり、私有財産権を否定した
ものである。

三、近時におけるわが国経済の驚異的成長は、必
然に課せられるべき巨額の賠償をまぬがれ得た
ことに遠因し、そのかげに四百万引揚者の筆舌
につくせぬ忍苦二十年の大悲劇を醸成したこと
を想起すべきである。

四、補償法を制定して、財産権の不可侵と国民平
等の原則を確立し、その權威と尊嚴を内外に明
示されたい。

二月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。

一、農業近代化助成資金の設置に関する法律の
一部を改正する法律案

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一
部を改正する法律案

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一
部を改正する法律案

農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和
三十六年法律第二十三号)の一部を次のように改
正する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の
一項を加える。

2 政府は、昭和四十一年度において、資金から
一般会計の歳出の財源に充てるための繰入れを
することができるとし、同年度末における
資金の額は、十億円とする。

附則
この法律は、昭和四十一年四月一日から施行す
る。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。

一、日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)の
一部を次のように改正する。

第十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に
次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると
認めるときは、總裁又は大蔵大臣に意見を提出
することができる。

第十八条の二第一項中「三倍」を「四倍」に改め
る。

第三十三条第一項中「作成し」の下に「、当該書
類(以下「財務諸表」という。)に関する監事の意見
を附して」を加え、「これらの書類(以下「財務諸
表」という。)をこれに改める。

第三十五条第一項中「作成し」の下に「、当該決
算報告書に関する監事の意見を附し、かつ」を、
「遅滞なく」の下に「これを」を加える。

附則
この法律は、昭和四十一年四月一日から施行す
る。

都市開発資金融通特別会計法案
都市開発資金融通特別会計法案
(設置)

第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭
和四十一年法律第 号)第一条の規定による
地方公共団体に対する貸付けに関する政府の経
理を明確にするため、特別会計を設置し、一般
会計と区分して経理する。

(管理)
第二条 この会計は、建設大臣が、法令で定める
ところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)
第三条 この会計においては、貸付金の償還金及
び利子、一般会計からの繰入金、借入金並びに
附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、借
入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事
務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とす
る。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予
算の定めるところにより、繰り入れるものとす
る。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)
第四条 建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳
入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付し
なければならない。

(歳入歳出予算の区分)
第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつ
ては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつ
ては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)
第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を
作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出
しなければならない。

2 前項の予算には、次の書類を添附しなければ
ならない。

一 歳入歳出予算計算書
二 前年度年度の貸借対照表及び損益計算書
三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び
予定損益計算書

(損益の処理)
第七条 この会計において、毎会計年度の損益計
算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越し
て整理するものとする。

(剰余金の繰入れ)
第八条 この会計において、毎会計年度の歳入歳
出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年
度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)
第九条 建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予
定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳

出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(余裕金の預託)

第十一条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第十二条 この会計において、貸付金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができ、

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(一時借入金)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十四条 第十二条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定に

よる一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 都市開発資金融通特別会計の管理に關すること。

第四条第四項中「第七号の二まで」を「第七号の三まで」に改める。

二月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、企業組合に対する課税の適正化に関する請願(第六一六号)

第六一六号 昭和四十一年一月三十一日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 京都市上京区芦山寺通千本東入穿 友企業組合理事長 西田亀之助

紹介議員 藤田藤太郎君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百二十万円」を「二百万円」に、「五十万円」を「百万円」に、「八十万円」を「百五十万円」に改める。

第三条第二項及び第三項中「百二十万円」を「二百万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条及び第三条の規定は、昭和四十一年分以後の所得税について適用し、昭和四十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

企段行誤

一九	四	一五	二五	二二	一〇	八	四	三	二	一
終わり から	終わり から	終わり から	終わり から	終わり から	終わり から	終わり から	終わり から	終わり から	終わり から	終わり から
二六	一八	二	二八	三六	三	六	九	一九	二六	二六
段階	突つみ	方向へいこうい	起きては	そうそう	ますが	減税	地方銀行	態が	不兄	誤
段階で	突つ込み	方向へいこうい	起きては	そうそう	ますが	増税	中央銀行	態度が	不況	正

正誤行

正	正	誤
二	三から 一六	法定
二	三から 一五	発所
二	四から 六	経済議會
七	一九一〇各会	各界
一〇	一一六	冒頭
二	三から 三	どうしようもな い
二	四九	非常の
三	四七	第2項
一四	二二三	今年度
七	三から 一六	終わり
七	三から 七	終わり
一六	二一九一〇	齒どめをかま しく
一六	二一九一〇	齒どめをかま しく
一四	七	審議會
一四	七	審議會

昭和四十一年二月十八日印刷

昭和四十一年二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局